既存住宅瑕疵保証・保険サービス「個人間売買型（検査事業者コース）」

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険

シロアリ損害担保特約のご案内

写真　食害（右）とヤマトシロアリの羽蟻（左）

⚠シロアリ損害担保特約が対応していないエリア　北海道・青森・秋田・徳島・高知

※山形・新潟・三重・滋賀・京都・兵庫・和歌山・佐賀・長崎については一部対応していない市町村もありますので、個別にお問い合わせください。

シロアリ損害担保特約のニーズ

既存住宅の購入予定者が抱える不安の一つにシロアリの食害があります。シロアリによる食害は、時に住宅の構造に影響することもあります。

実際、既存住宅の購入予定者は建物検査を利用して、シロアリの食害について確認したいと考えています（右グラフ参照）。

シロアリ損害担保特約の付帯にあたっては専門のシロアリ検査会社が保険対象住宅の床下に入って検査を実施します。

シロアリ被害の有無をあらかじめ確認できるので、売買に際し、保証にさらなる「あんしん」をプラスします。

重要なポイント

- 専門のシロアリ検査会社が検査を実施します。
- シロアリ現場検査の結果、シロアリの被害等がなかった住宅にシロアリ損害担保特約を付帯できます。

重視すると思う検査項目

購入予定者「建物検査を利用すると思う」
戸建て（n＝941）

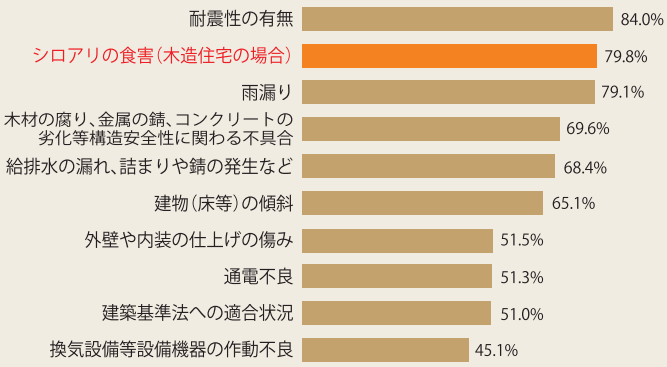

出　典
インスペクションに関する消費者アンケート調査結果（国土交通省）
既存住宅購入予定者（戸建て）の結果を抜粋
調査方法：インターネット調査　　調査対象：クロスマーケティング社モニター
調査時期：2012年9月18日～9月26日
調査対象：5年以内に既存住宅を購入する予定がある人

1　シロアリ損害担保特約の概要

保証する主な場合	保証対象住宅にシロアリが発生したことにより、損傷が発生した場合の損害（以下、シロアリ事故）について保証します。	対象とするシロアリの種類	ヤマトシロアリおよびイエシロアリ（アメリカカンザイシロアリ等他のシロアリは対象外です。） 写真（右）ヤマトシロアリの兵蟻
保　証　期　間	保証対象住宅の引渡日から**1**年間		
保　証　金　額	**200**万円（※主契約の限度額とは別に設定）	保証できない主な場合	シロアリ事故が発見された時に「生存したシロアリ」が確認されない等により、保証対象住宅の損傷全てが保証期間前に発生していたと認められる場合は保証できません。
免　責　金　額	**なし**		
縮小てん補割合	**100**%		

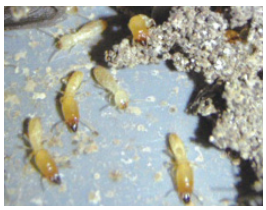

2　シロアリ損害担保特約の付帯要件

シロアリ損害担保特約を付帯するためにはシロアリ現場検査（裏面参照）の実施に加え、次のすべての条件を満たさなければなりません。

①戸建住宅であること
②浴室がユニットバスであること
③建物の外部から基礎立ち上がり部分の表面が目視できること
④住宅全体の床下の状況を確認できること
⑤基礎立ち上がり部分に断熱材が施工されていないこと（右図参照）
⑥シロアリ現場検査に合格すること

※シロアリ現場検査をお申込みいただく際には必ず上記をご確認ください。

参考

⑤は検査時にシロアリの侵入経路が発見困難であるため付帯できません。

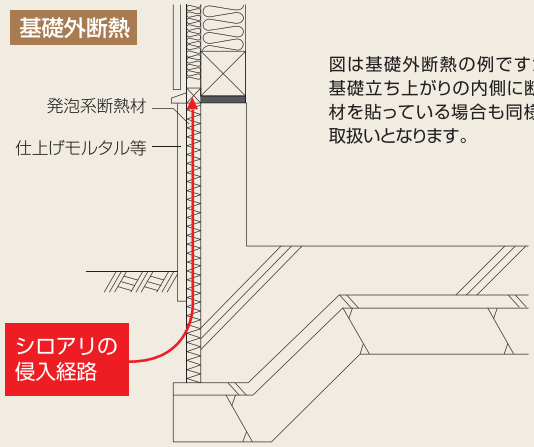

図は基礎外断熱の例ですが、基礎立ち上がりの内側に断熱材を貼っている場合も同様の取扱いとなります。

3 料金

アットホーム特別価格（料金は税別です。別途消費税がかかります。）

シロアリ損害担保特約付き　［検査料］**35,000円**（税別）　［保証料］**50,000円**（税別）**から**

※保証料は保証期間や管路等の特約の有無によって異なります。主契約とする既存住宅瑕疵保証・保険サービス「個人間売買型」の詳細については、別途リーフレット等をご確認ください。

4 シロアリ損害担保特約の申込手続きとシロアリ現場検査

（1）申込手続き

①シロアリ損害担保特約を申込む場合は、「申込書（シロアリ損害担保特約付き）」にてお申込みください。シロアリ現場検査付きの申込みとなります。

②必ず建物検査の申込み時に併せてシロアリ現場検査の申込みを行ってください。
（以下、フロー図参照）

シロアリ現場検査付き建物検査 申込 ▶ シロアリ現場検査 建物検査 ▶ 保証申込 ▶ 保証書発行

③検査申込時には、『シロアリ申込み確認シート』を併せてご提出ください。
（その他、必要書類がございます。詳細は各申込書や申請書をご参照ください。）

<イメージ>

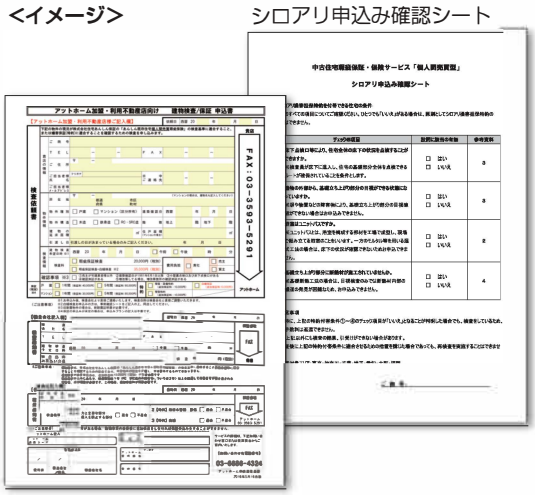

シロアリ申込み確認シート

申込書（シロアリ損害担保特約付き）

（2）シロアリ現場検査

・シロアリ現場検査によって蟻害が発見された場合は、シロアリ損害担保特約を付帯することができません。
（シロアリ現場検査後にシロアリ駆除施工等を行った場合も同様です。）
・シロアリ現場検査によって蟻害が発見された場合は、シロアリ損害担保特約を付帯することはできませんが、蟻害のあった部分および蟻害以外の劣化事象等について弊社の定める方法で補修（※）した場合は、主契約についてご契約いただくことができます。
※土台等の基本構造部分の補修を行った場合は、再検査（有料）が必要となります。
・シロアリ現場検査によって蟻害が発見されなかった場合であっても、蟻害以外の劣化事象が発見された場合は、指摘事項の是正を行っていただく必要があります。

指摘事項の種類		シロアリ損害担保特約付帯	指摘事項の是正
蟻　害	蟻害以外の劣化事象等		
なし	なし	可	不要（※1）
	あり		必要
あり（※2）	なし	不可	
	あり		

※1 別途建物検査に合格している場合に限ります。　※2 主契約についてご契約いただくためには、蟻害のあった部分の補修（指摘事項の是正）が必要となります。

⚠その他の注意事項
●被害範囲や加害種の特定のため、検査立会者にお伺いのうえ、木部にドライバーを差し込む等の小規模な破壊検査を実施する場合があります。
（ご承諾いただけない場合、シロアリの有無が確認できず、シロアリ損害担保特約の付帯ができません。）
●シロアリ現場検査の実施日より６ヶ月を超えて保険対象住宅を引き渡す場合は、別途、引渡前追加検査（有料）が必要となります。
●保険期間満了時（引渡し1年後）、床下等でシロアリ被害が発生していないかどうか、検査を行ったシロアリ検査会社による検査を行う場合があります。
また、長期にわたる保険対象住宅のシロアリ被害からの保護を目的として、検査を行ったシロアリ検査会社が、瑕疵保険とは関係なく独自に防除施工や定期点検サービス等の提案を行う場合があり、住宅あんしん保証はシロアリ検査会社に買主名等と引渡日の情報を提供します。

本ご案内はシロアリ損害担保特約についてご説明したものです。既存住宅瑕疵保証・保険サービス「個人間売買型（検査事業者コース）」の申込みにあたっての詳細は、別途リーフレット等をご確認ください。なお、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

■お問合せは営業担当または下記までお願いいたします。

アットホーム　ビジネスリンケージセンター

TEL.0120−692−168　［受付時間 9:00～17:00（土、日、祝、特定日を除く）］

※PHS・携帯電話の方は、TEL.03−6686−4324 まで
※お問い合わせの際はサービス名などをお伝えいただきますと、話がスムーズです

●本誌記載内容／ 2016 年 10 月現在
●本誌に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。